

公募型プロポーザル方式により事業の受託者を決定したいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱(平成 21 年長崎市告示第 156 号。以下「要綱」という。)第 11 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 5 日

長崎市長 鈴木 史朗



1 業務の概要

(1) 業務名

保健所許認可システム導入事業

(2) 業務内容

保健所許認可システム導入事業に係る説明書(以下「説明書」という。)による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 13 年 8 月 31 日まで

(4) 履行場所

長崎市市民健康部地域保健課、長崎市市民健康部健康づくり課、長崎市市民健康部生活衛生課、
長崎市市民健康部動物愛護管理センター、長崎市市民健康部保健環境試験所

(5) 予算額

55,871,000 円(消費税相当額を含む。)

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則(昭和 39 年長崎市規則第 26 号)第 2 条第 1 項に規定する者(同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。)に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等入札参加資格者名簿の「コンピュータシステム設計・開発」かつ「コンピュータ・ソフトウェア維持管理」の業種で登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成 7 年 11 月 7 日施行)及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成 24 年長崎市告示第 85 号)の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領(平成 16 年長崎市告示第 305 号)及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱(平成 24 年長崎市告示第 829 号)の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定された者、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。
- (5) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないこと。
- (7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

- (8) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) に関する JISQ27001 (ISO/IEC27001) の認証資格やプライバシーマークを取得している者であること。
- (9) 提案者から第三者への一括再委託をしない者であること。
- (10) 総合行政ネットワーク ASP のサービスリストに登録されているサービスを利用できる者であること。

3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、本市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に市民健康部生活衛生課まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和 7 年 9 月 25 日 (木) まで (長崎市の休日を定める条例 (平成 5 年長崎市条例第 35 号) 第 1 条第 1 項に規定する本市の休日の午前 9 時から午後 5 時まで。

(2) 説明書の交付場所

長崎市魚の町 4 番 1 号 長崎市役所 11 階

長崎市市民健康部生活衛生課 (電話: 095-829-1155)

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和 7 年 8 月 22 日 (金) 午後 5 時必着 (提出期限内に 3 (2) の場所に到達していること。)

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、3 (2) の場所に持参、郵送 (配達証明付き書留郵便に限る。) その他宅配の方法 (郵便法 (昭和 22 年法律第 165 号) 第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。) により提出すること。電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

ア 公募型プロポーザル参加表明書 (第 1 号様式)

イ 担当者連絡先 (様式ア)

ウ 業務等実績調書 (様式ウ)

エ 配置予定者調書 (様式エ)

オ 「2 提案資格」の (8) を証明する書類の写し

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書 (第 2 号様式) により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書 (第 3 号様式) により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロ

ポポーザル参加資格確認通知書 (第 2 号様式) により通知するものとする。

通知予定日 令和 7 年 8 月 26 日 (火)

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式シ）を用いるものとし、電子メール又はファクシミリにより受け付ける。電話等による照会には応じない。

質問書（様式シ）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記（３）に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

（２） 説明書等に対する質問の提出期限

令和 7 年 8 月 26 日（火）午後 5 時必着

（３） 質問書送信先

長崎市市民健康部生活衛生課

E-mail: seiei@city.nagasaki.lg.jp ファクシミリ：095-829-1230

（４） 質問に対する回答

令和 7 年 9 月 2 日（火）午後 5 時までに質問を取りまとめ、直接電子メール又はファクシミリで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

（１） 提案書の提出期限

令和 7 年 9 月 26 日（金）午後 5 時必着（提出期限内に 3（２）の場所に到達していること。）

（２） 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3（２）の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。電子メールおよびファクシミリによる提出は受け付けない。

8 ヒアリングの実施

（１） ヒアリングの有無 有

（２） ヒアリング予定日：令和 7 年 10 月 2 日（木）及び令和 7 年 10 月 3 日（金）

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。

9 受託者の決定

（１） 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

評価基準

提案書等を評価基準表により評価し、最も高い者を受託候補者として特定する。なお、300 点満点とする。

なお、次のいずれかに該当する場合は、不合格とし特定しない。

ア 参考見積額が、予算額を超える場合

- イ (別紙 1) 基本要件一覧及び(別紙 2) 機能要件一覧のうち一つでも「対応不可」があった場合
 ウ 評価点数が 210 点(7 割) 未満の場合

(ア) 評価基準

評価項目	評価基準	配点												
1 機能要件	(別紙 1) 基本要件一覧及び(別紙 2) 機能要件一覧に対応できているか 「保健所許認可システム機能証明書」 全 693 件の回答に基づき評価点を算出 <table border="1"> <tr> <td>◎</td><td>標準機能</td><td>3 点</td></tr> <tr> <td>○</td><td>無償カスタマイズ</td><td>2 点</td></tr> <tr> <td>△</td><td>有償カスタマイズ</td><td>1 点</td></tr> <tr> <td>×</td><td>対応不可</td><td>0 点</td></tr> </table> 配点×合計点/2,079 点(少数点以下切捨て)	◎	標準機能	3 点	○	無償カスタマイズ	2 点	△	有償カスタマイズ	1 点	×	対応不可	0 点	50 点
◎	標準機能	3 点												
○	無償カスタマイズ	2 点												
△	有償カスタマイズ	1 点												
×	対応不可	0 点												
2 見積価格	配点×最低価格※/見積価格 (少数点以下切捨て) ※提案者の中で最も低額の価格	50 点												
3 導入実績	他の自治体での導入実績が十分あるか ・同一自治体に医事・薬事・食品衛生・環境衛生・特定給食・犬登録等のシステムを導入しているのが 3 自治体以上・・・10 点 ・同一自治体に医事・薬事・食品衛生・環境衛生・特定給食・犬登録等のシステムを導入しているのが 1 自治体以上・・・5 点 ・同一自治体に医事・薬事・食品衛生・環境衛生・特定給食・犬登録等のシステムを導入していない・・・0 点	10 点												
4 業務実施体制及びスケジュール	・当市の役割が明確にされ、協力体制がとれるか。 ・関係法令等について精通している複数の担当者またはチームを配置できているか。 ・構築スケジュールに無理がなく適切か	10 点												
5 システムへのデータ移行	・当市の役割が明確にされているか。 ・個人情報の漏れが発生しないように具体的手法が記載されているか。 ・移行データの確認方法や作業量など当市の負担が少ないものとなっているか。	20 点												

評価項目	評価基準	配点
6 職員研修	・職員がスムーズに運用開始できるよう必要なマニュアルの策定、教育研修の内容及び実施方法について記載されているか。	20 点
7 機能性・操作性	・入力の手軽化及び誤入力を防ぐ機能を提案しているか。 ・操作性がよいか。 ・多種多様な条件で検索ができるか。 ・検索結果一覧画面で対象施設のグループ登録ができるか。	30 点
8 画面の見やすさ	・一目でわかりやすいデザイン及びレイアウトか。 ・各業務で使用する機能を見つけやすいか。	20 点
9 データ連携	・標準パッケージで他のシステムとの連携、エクセルで作成したデータのシステムへの取り込み及びシステムで検索したデータがエクセルに出力できるか。 ・提案されたデータ連携等について実用性に優れているか。	10 点
10 タブレット	・タブレット専用の画面等、タブレットでのシステム利用に特化した機能があるか。 ・文字を入力せず、クリック及び選択などができる項目が多いと感じられるか。	25 点
11 保守・運用支援	・障害発生への対応は迅速にできるか。 ・障害発生後でも業務は継続できるか。 ・操作方法に関する問い合わせへの対応は迅速かつ適切にできるか。	25 点
12 業務効率化の提案	・職員の負担軽減につながるような運用が提案されているか。 ・業務量の削減につながると感じられるか。	20 点
13 プレゼンテーション	・熱意を感じられるか。 ・質問に対し、きちんと回答をしているか。	10 点
計		300 点

(イ) 特定審査委員会の委員は、次のとおりとする。

区分	所属	職名	氏名
委員長	市民健康部	部長	島村 昭太
委員	市民健康部生活衛生課	課長	大峰 光信
	市民健康部生活衛生課	専門官	奥野 千尋
	市民健康部生活衛生課	技師	森 真希
	市民健康部生活衛生課	技師	中野 仁美
	市民健康部生活衛生課		中村 菜花
	市民健康部地域保健課	主事	梶山 裕人
	市民健康部健康づくり課		森山 優理花
	市民健康部保健環境試験所	係長	横山 竜太
	市民健康部動物愛護管理センター	主事	菅 亮太
	情報政策推進部情報統計課	係長	寺田 仁

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和7年10月8日(水)(予定)に通知する。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容(仕様書等)については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合にあっては、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

(3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
- ア 提案資格を満たさないこととなった場合
 - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。
- (10) 3 者契約を希望する場合は、第三者について、提案書の提出期限までに、長崎市物品等入札参加資格者名簿に登録された者であること。

担当課

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 11 階

長崎市市民健康部生活衛生課

電 話 095-829-1155

FAX 095-829-1230

電子メールアドレス seiei@city.nagasaki.lg.jp

